７佐農工第２号
佐賀農業高等学校体育館照明設備 LED 化工事　仕様書

１．工事名

７佐農工第２号　佐賀農業高等学校体育館照明設備 LED 化工事

２．工事概要

本工事は、体育館の既設照明設備を LED に取り替えるものである。

※改修内容は、別紙「工事費内訳書」「配置図」を参照すること。

３．工事場所

佐賀県杵島郡白石町大字福田１６６０　佐賀県立佐賀農業高等学校

４．工事期間

契約締結日より令和７年１０月２４日（金）までとする。

５．工事遂行上の諸注意

①本工事発注共通仕様書に記載の事項及び疑義が生じた場合は、監督員と受託者が協議の上、監督員の指示に従い、工事を遂行するものとする。

②本工事を適正かつ円滑に実施するため、受託者は監督員と常に密接な連絡を取り、工事の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員・受託者協議を行うものとする。

③監督員が必要と認めた時は、工事を中止することがある。この場合の変更については、監督員・受託者協議の上、定めるものとする。

④工事期間とその時間については学校運営に支障が生じないように十分に監督員と協議を行うこと。

⑤作業にかかる撤去、取替、運搬、処分費も含めること。

６．図面の貸与

受託者は、本工事に必要と認められる資料については、発注者から貸与を受けるものとするが、忘失、汚損、破損等のないように取り扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならず、本工事完了後は、遅延なく発注者に返却するものとする。

７．損害に対する責任

受託者は、本工事中又は工事後といえども、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずると共に、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

８．成果品及び提出部数

①施工前、施工中、竣工後の様子がわかる写真（Ａ４）・・・１部

②産業廃棄物を処分したことがわかる資料・・・１部

③保証書（メーカー保証)・・・１部

９．完了検査

①受託者は完成検査を受けるに際し、完成通知書を提出の上、発注者の検査を受け、対応が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと対応を行うものとする。

②対応にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

１０．成果品等の提出先

佐賀農業高等学校　事務室内　担当　渡島

〒８４９-１１１２　佐賀県杵島郡白石町大字福田１６６０